

X I 長野県農業関係試験場共同研究実施要領

「沿革」平2.3制定、平12.4改正、平14.6、平18.12、平20.3、平21.4改正、平23.4改正、平28.5改正

1 趣 旨

長野県農業関係試験場（以下「試験場」という。）が、試験場以外の者と研究を分担し、技術・知識を交換し、費用を分担することによって共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

2 共同研究の実施要件

共同研究は、次の全ての要件を満たす場合に実施することができる。

- (1) 当該研究が、試験研究課題に位置付けられた研究を行う上で必要かつ妥当なものであること
- (2) 当該研究を共同して行うことにより効率的に実施でき、かつ農業技術として優れた成果が期待されること
- (3) 共同研究を行う相手方（以下「共同研究者」という。）が、当該研究を行うために必要な技術及び財務能力を有すると認められること
- (4) 実施期間は、最長3年間（ただし、原則として、試験研究課題の試験期間を超えないこと）とする。なお、実施期間終了後、改めて共同研究を申請することを妨げない。

3 共同研究の申請

- (1) 共同研究者からの要望により共同研究を行う場合
共同研究者は、共同研究申請書（様式X I - 1、以下「申請書」という。）を共同研究を希望する試験場の長（以下「場長」という。）に提出するものとする。
- (2) 試験場の要望により共同研究を行う場合
試験場職員は、研究課題に位置付けられた研究をより効果的・効率的に実施するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「国研」という。）や企業等との共同研究を希望するときは、共同研究計画書（様式X I - 2、以下「計画書」という。）を作成し、所属部長（支場長を含む）を通じて場長に提出するものとする。

4 共同研究の決定

- (1) 場長は、前条の申請書又は計画書の提出があり、当該共同研究の実施が必要であると認めるときは、申請書又は計画書に共同研究説明資料（様式X I - 3、以下「説明資料」という。）を添付して企画推進委員会に諮り、承認を得るものとする。なお別に定める承認規定（別表）により、研究調整担当部長等会議で承認できるものとし、協議結果は企画推進委員会に報告する。
- (2) 共同研究の内容については、あらかじめ関係する専門部会へ諮り意見を聞くものとする。なお、内容が緊急かつやむを得ない場合は、この限りではない。この場合、次の専門部会において報告するものとする。
- (3) 企画推進委員会または研究調整担当部長等会議は、承認の可否にあたり、研究内容の妥当性のほか、受託試験など他の研究手法と比較し合理性を検討するものとする。
- (4) 前条（1）による共同研究が承認を得られなかった場合、場長はその理由を付して文書（様

式X I - 4) により共同研究申請者に通知するものとする。

5 共同研究の契約

(1) 場長は、前条により承認された場合、次により速やかに共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

ア 第3条（1）の場合

共同研究契約書（様式X I - 6）を作成し、共同研究申請者に対し文書（様式X I - 5）により通知するものとする。

イ 第3条（2）の場合

共同研究者に対し文書（様式X I - 7）で共同研究申請を行うものとする。申請にあたっては、共同研究契約書（様式X I - 6）（案）を添付するものとする。

なお、共同研究者において、申請様式並びに契約書様式の規定がある場合はそれに従うものとする。

(2) 場長は、契約締結後速やかに、企画推進委員会事務局あて契約書の写を提出するものとする。

6 勤務発明等

試験場職員は、共同研究において特許権につながる発明があったときは、「勤務発明等の登録事務手続き（XVIII 4 参照）」に基づく勤務発明等届を場長を通じて知事に提出するものとする。

場長は、勤務発明等届に所属長意見を付したのち、農業試験場長へ提出するものとする（様式X I - 8）。

（*事務処理規則により、農業試験場長の専決する事項）

7 特許の共同出願

(1) 前条による勤務発明等において、特許を受ける権利を県が承継したのものについては、県及び共同研究者は、共同で特許出願（以下「共同出願」という。）をするものとする。共同出願による特許権は県及び共同研究者の共有とする。ただし、県又は共同研究者が単独で出願する旨、別段の定めをしたときは、この限りでない。

(2) 県及び共同研究者は、共同出願しようとするときは、「特許の出願に関する契約書」（様式X I - 9）及び「特許の共有に係る契約書」（様式X I - 10）を締結するものとする。

（*事務処理規則により、農業試験場長の専決する事項）

8 実施契約

(1) 県は、共同出願による特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権の実施を希望する者と実施契約を締結するときは、県有特許等取扱要領（昭和46年12月22日制定、工第923号）に基づき、「県有特許権等を受ける権利等使用許可申請書」（同要領書式第3号）を提出させ、申請書の内容が適切であると認めたときは、申請者と実施契約（同要領書式第1号又は第4号）を締結するものとする。

（*事務処理規則により、農業試験場長の専決する事項）

(2) 県は、前項のほか、長野県試験研究協力金実施要領の対象となるものについては、同実施要領に基づく実施契約を締結するものとする。

9 成果の公表

場長は、共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、共同研究者から、業務上の都合により研究成果を公表しないよう申し入れがあったときは、期間を定めて、成果の全部又は一部を公表しないことができる。

なお、勤務発明等届が提出された研究成果については、特許の出願公表までは知的財産権を保護するため公表しないものとする。

10 準用

(1) 第6条から第9条までの規定は、実用新案権及び実用新案権を受ける権利、意匠権及び意匠権を受ける権利について準用する。

(2) 種苗法に基づく品種登録及び育成者権については、別に定める長野県職務育成品種規程（昭和56年訓令第12号）及び関連要領によるものとする。

11 事務処理

要領第3条から第5条に係る事務は農業試験場企画経営部が、要領第6条から第9条に係る事務のうち農業試験場長の専決事項は、農業試験場知的財産管理部が農業技術課と調整のうえ行う。

(別表、共同研究および受託試験の承認規定)

単年度研究期間中の事業費 (試験場分)	承認会議
100 万円未満	研究調整担当部長等会議
100 万円以上	企画推進委員会

※品種育成を目的とする共同研究及び受託研究は上記によらず、「県単研究以外の育種課題等の設定について」(平成 26 年 12 月 15 日企画推進委員会承認)に従う。

※単年度事業費が 100 万円未満の課題であっても、複数年に渡り研究が継続する課題は、研究初年目に企画推進委員会で承認を受け、2 年目以降 100 万円未満の継続課題は研究調整担当部長等会議で承認を受ける。

<参考>

県単研究以外の育種課題等の設定について

平成 26 年 12 月 15 日企画推進委員会承認

品種育成を目的とする下記 1 に係る「県単研究以外の試験研究課題の設定」並びに「共同研究及び受託研究の実施」については、職務育成品種許諾方針(信州農産物知的財産活性化戦略実施方針)に基づき、あらかじめ育成する品種の許諾要件を職務育成品種審査会において決定するものとする。

1 対象の実施要領

IV 試験研究課題設定要領

(農食研究推進事業、委託プロジェクト、レギュラトリーサイエンス事業など)

X I 長野県農業関係試験場共同研究実施要領

X III 長野県農業関係試験場受託試験取扱要領

(様式X I - 1)

共同研究申請書

平成 年 月 日

長野県〇〇試験場長 様

申請者 住 所
氏 名

印

長野県農業関係試験場共同研究実施要領第3（1）の規定により、下記のとおり共同研究を実施したいので申請します。

記

- 1 共同研究の課題名
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 共同研究実施の希望場所
- 5 共同研究実施の希望期間
- 6 研究に参加する担当者の職氏名
- 7 研究の分担及び技術知識の提供についての希望
- 8 研究費の分担についての希望
- 9 特許権等の実施についての希望（特にある場合に記載。なお、育成者権を共有する品種育成が想定される共同研究において、育成された品種を県と共同出願した場合の利用について、職務育成品種許諾方針（信州農産物知的財産活性化戦略実施方針別紙）に同意することを必ず記載する。）
- 10 研究成果の公表の方法又は時期についての希望（特にある場合に記載）

（用紙はA 4縦とする）

(様式X I - 2)

共同研究計画書

〇〇試験場

試験研究課題	課題名：（予算上の課題事業名を記載）			予算区分
	試験期間：			
共同研究の 課 題 名				
研究担当部			研究者名	
共同研究者	企 業・ 独法等名		担当者 職・氏名	
	所在地		連絡先	
実施期間	自平成 年 月 日～ 至平成 年 月 日			
研究目的				
研究内容及び その分担				
研究経費及び その分担				
摘 要	(共同研究者との打ち合わせ経過及び内諾状況を簡潔に記載する。なお、育成者権を共有する品種育成が想定される共同研究において、育成された品種を県と共同出願した場合の利用について、職務育成品種許諾方針（信州農産物知的財産活性化戦略実施方針別紙）に同意することを必ず記載する。)			所属部長確認
				職・氏名 印

(用紙はA 4縦とする)

(様式X I - 3)

共同研究説明資料

〇〇試験場

1 共同研究の課題名

2 共同研究の実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 共同研究の内容

(1) 〇〇試験場が担当する課題

課題名	担当者所属・職・氏名	実施場所	実施期間
① (小課題名) ア (項目名) イ (項目名)			
② (小課題名) ア (項目名) イ (項目名)			

(2) △△(共同研究者)が担当する課題

課題名	担当者所属・職・氏名	実施場所	実施期間
③ (小課題名) ア (項目名) イ (項目名)			
④ (小課題名) ア (項目名) イ (項目名)			

4 共同研究に係る概算経費

区分	課題名	概算見積額 (千円)			
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
(1) 〇〇試験場	①				
	②				
	試験場計				
(2) △△(共同研究者)	③				
	④				
	△△計				

5 試験場予算の概要

(1) 試験研究課題名、試験期間、予算区分

(予算上の課題名、試験期間、予算区分を記載)

(2) 平成○年度 試験場所要額 (契約予定初年度を記載)

課 題 名	事業費内訳	所要見込額	積算基礎
①	旅 費 試験研究費 (需用費等) (その他)	千円 千円 (千円) (千円)	
②	旅 費 試験研究費 (需用費等) (その他)	千円 千円 (千円) (千円)	

6 △△ (共同研究者) の概要 (独法は不要)

*名称、所在地、代表者名のほか、民間会社は資本金及び業務内容がわかる資料を添付

(会社案内、インターネットHP等の既存資料で可)

(用紙はA 4縦とする)

(様式X I - 4) (否の場合)

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

..... 様

長野県〇〇試験場長

共同研究「〇〇(共同研究の課題名を記載)」について(通知)
平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、内容を精査した結果、下記理由
で受諾できません。

記
(受諾できない理由を具体的に記載のこと)

(様式X I - 5) (諾の場合)

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

..... 様

長野県〇〇試験場長

共同研究「〇〇(共同研究の課題名を記載)」について(通知)
平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、内容を精査した結果、共同研究
として受諾し実施することといたします。

つきましては、長野県農業関係試験場共同研究実施要領第5(1)の規定により、共同研究の
契約を締結しますので、別添「共同研究契約書」を精読され、依存ない場合は記名押印の上、2
通返送願います。

おって、当方で記名押印の上契約を締結し、1通を返送いたします。

(様式X I - 6)

共同研究契約書

平成 年 月 日

	住 所	
(甲)	長野県〇〇試験場 場 長	印
	共同研究者の住所	
(乙)	共同研究者の名称 代表者 (職名)	印

長野県〇〇試験場長 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と△△代表者 (役職名) △△△△ (以下「乙」という。)とは、次の条項に従い、「〇〇〇〇 (共同研究の課題名)」に関する共同研究 (以下「共同研究」という。)の実施に関する契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(共同研究)

第2条 甲及び乙は次の研究を共同で実施する。

- (1) 共同研究の課題名
〇〇 に関する研究
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
 - ア 〇〇に関する研究
 - イ 〇〇に関する研究

(研究場所)

第3条 共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇に関する研究 所在地 (〇〇試験場内)
- (2) 〇〇に関する研究 所在地 (〇〇会社〇〇工場内)

(実施期間)

第4条 共同研究の実施期間は、 年 月 日 から 年 月 日までとする。

(進行管理)

第5条 共同研究の進行管理は、 が行うものとする。

(*実施要領第3条(1)の場合は「甲」とする。第3条(2)の場合は両者協議上決定する)

(研究の分担)

第6条 甲及び乙は次のとおり研究を主として分担するものとする。

甲 ○○に関する研究

乙 ○○に関する研究

(研究者)

第7条 甲及び乙は、それぞれ次の研究担当者を共同研究に参加させるものとする。

甲 ○○試験場 ○○部 職・氏名

乙 ○○会社 ○○研究所 職・氏名

(経費の分担)

第8条 甲及び乙は、それぞれ分担した研究に要する費用をそれぞれ負担するものとする。

ただし、両者協議の上、負担区分を別途定めることができる。

(第三者との共同研究の制限)

第9条 甲及び乙は、相手方の同意なくして本研究と同一目的の研究を第三者と共同して行い、又は第三者から受託してはならない。

(研究の中止等)

第10条 甲及び乙は、社会情勢、天災等その他やむを得ない事由があるため、共同研究の遂行が困難となったときは、両者協議の上、共同研究の内容を変更し、又は中止することができる。

2 甲は、前項の規定による共同研究の変更又は中止により乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

3 甲及び乙は、共同研究を中止する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取扱いについて協議するものとし、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

(特許出願等)

第11条 甲及び乙は、共同研究の結果、甲及び乙の研究担当者が共同して発明を行ったときは、それぞれの持分を定めた共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る特許出願を行うものとする。ただし、甲及び乙が相手方から特許を受ける権利の全てを承継した場合は、この限りではない。

2 前項に基づく特許の共同出願並びに特許権の取扱い等については、甲の研究担当者から権利を承継した長野県と乙とが別に契約を締結するものとする。

3 甲及び乙は、共同研究の結果、甲又は乙の研究担当者が独自に発明を行った場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、事前に相手方の了解を得るものとする。

(準用)

第12条 第11条の規定は、実用新案権及び実用新案権を受ける権利、意匠権及び意匠権を受ける権利並びに、種苗法に基づく品種登録及び育成者権について準用するものとする。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、共同研究に関して相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を秘密として扱い、相手方の事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が以下の一に該当することが立証できる場合はこの限りではない。

- (1) 相手方から提供を受ける前にすでに保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 秘密保持義務に違反することなく、すでに公知となった情報

2 前項の有効期間は、第4条の共同研究開始の日から研究終了後又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上書面により合意した場合は、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表等)

第14条 甲及び乙は、共同研究の実施期間中において、それぞれの相手方以外の者に研究成果を知らせようとするときは、あらかじめ、相手方に協議するものとする。

2 甲は第4条に定める共同研究の実施期間終了後、乙の同意を得て、研究成果を公表するものとする。ただし、乙から甲に対し、業務上の都合により研究成果を公表しないよう申し入れがあったときは、期間を定めて、成果の全部又は一部を公表しない。

(協 議)

第15条 この契約に定めるもののほか、研究成果の取り扱いその他必要な事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

2 甲及び乙は、共同研究を終了する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取扱いについて協議するものとし、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

(用紙はA4縦とする)

【契約書追記事項】

(1) 甲（試験場）が、乙（共同研究者）から試験研究用の機械器具等の提供を受ける場合は、第10条の次に以下の条項を追加し、以降の条項を移動する。

（試験研究用の機械器具等の提供）

第11条 乙が、甲に対し、試験研究に必要な資材及び機械器具等（以下「機械器具等」という。）を提供する場合は、これらの運搬、取り付け、取り外し及び搬出に係る費用は、乙が負担するものとする。

2 乙が、前項の規定により提供した機械器具等の修繕又は改造のための費用は、乙の負担とする。ただし、当該修繕又は改造が、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

3 乙が甲に対し提供した機械器具等は、共同研究の実施期間終了後、甲に無償で譲渡するものとする。

【又は】

3 乙が甲に対し提供した機械器具等は、共同研究の実施期間終了後、甲乙協議の上、その取り扱いを決定するものとする。

(2) 共同研究に品種育成に関する研究が含まれる場合において、甲（試験場）が育種をし、乙（共同研究者）は育種について一切分担しない場合は、第12条の次に以下の条項を追加し、以降の条項を移動する。

（種苗法に定める品種登録及び育成者権）

第13条 共同研究の期間中に新品種が得られた場合は、種苗法に基づく品種登録及び育成者権については甲が有するものとする。

2 甲が育成した親系統やF1系統を乙が利用する場合は、〇〇用途のみに限定するものとし、〇〇用途以外の目的に利用しようとするときは、事前に甲の許諾を受けるものとする。

(様式X I - 7)

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

..... 様

長野県〇〇試験場長

共同研究「〇〇(共同研究の課題名を記載)」について(申請)

このことについて、下記のとおり共同研究を実施したいので、受諾頂きますよう申請します。

なお、別添、共同研究契約書により共同研究の契約を締結したく、異存ない場合は記名押印の上、2通返送願います。

おって、当方で記名押印の上契約を締結し、1通を返送いたします。

記

1 共同研究の課題名

2 共同研究の内容

別添、共同研究計画書(様式X I - 2)のとおり

3 共同研究契約書(案)

別添、共同研究契約書(様式X I - 6)(案)のとおり

(様式X I - 8)

〇〇試第 号
平成 年(西暦年) 月 日

農業試験場長 様

〇〇試験場長

勤務発明等届の提出について (進達)

このことについて、当场〇〇〇部 研究員 から別紙のとおり勤務発明等届がありましたので、意見を付して提出します。

記

- 1 発明の名称
- 2 共同研究の課題名
- 3 共同研究者の名称
- 4 共同研究の実施期間
- 5 提出書類
 - (1) 勤務発明等届
 - (2) 特許(実用新案登録、意匠登録)願書(案)
(特許請求の範囲、明細書、図面、要約書を添付)
 - (3) 特許の出願に関する契約書(案)
 - (4) 特許の共有に係る契約書(案)
 - (5) 共同研究契約書(写)

(様式X I - 9)

特許の出願に関する契約書

平成 年 月 日

長野市大字南長野字幅下692番地の2
甲 長野県
長野県知事 印

相手方の住所
乙 相手方の名称
代表者 職・氏名 印

長野県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項に従い、「〇〇〇〇」に係る特許の出願等に関する契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(共同出願)

第2条 甲及び乙は、共同研究の結果、甲及び乙の研究担当者が共同して発明した「〇〇〇〇」に係る特許の出願を共同して行うものとする。

(優先実施権)

第3条 甲は、甲に継承された特許権を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（本条第2項に定めるものを除く。以下「甲に継承された特許権等」という。）を乙若しくは甲及び乙の指定する者に限り、共同研究終了の日から5年間優先的に実施させることができる。

2 甲は、甲及び乙の特許の共有に係る契約書に基づく特許権等（以下「共有特許権等」という。）を、乙若しくは甲と乙が協議して指定する者に限り、共同研究終了の日から5年間優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第4条 甲は、乙若しくは甲及び乙の指定する者が、甲に継承された特許権等を前条の規定による優先実施期間中において、正当な理由なく実施しないときは、乙若しくは甲及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

2 前項の規定は、優先実施期間終了後、乙が共有特許権等を正当な理由なく実施しないときについても準用するものとする。

(実施料)

第5条 乙は、甲に継承された特許権等を実施しようとするときは、甲の承諾を得た後、別に定め

る実施契約書に基づき、実施料を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、共有特許権等を実施しようとするときは、別に定める実施契約書に基づき、実施料を甲に支払わなければならない。
- 3 共有特許権等について、乙以外の者から徴収する実施料は、当該権利の持ち分に応じ、甲及び乙に属するものとする。

(試験研究協力金)

第6条 本契約に基づき出願した発明が特許権の取得に至らなかった場合、甲は前条各項に該当する者から、長野県試験研究協力金実施要領に基づく協力金を徴することができるものとする。

(出願事務の委任等)

第7条 甲は、共同出願に係る事務を乙に委任し、これに要する費用、特許料等を乙に負担させることができる。

(協議)

第8条 この契約で定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自それぞれ1通を保持するものとする。

(用紙はA4縦とする)

【実用新案権及び意匠権への準用】

本契約書を、「特許」を「実用新案」又は「意匠登録」に、「特許権を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という）」を「実用新案権を受ける権利又は実用新案権（以下「実用新案権等」という）」又は「意匠権を受ける権利又は意匠権（以下「意匠権等」という）」として作成するものとする。

(様式X I - 1 0)

特 許 の 共 有 に 係 る 契 約 書

平成 年 月 日

持分 / 1 0 0 【住所】 長野市大字南長野字幅下6 9 2 番地の2
【氏名】 長野県知事 印

持分 / 1 0 0 【住所】 相手方の住所
【氏名】 相手方の名称
代表者 職・氏名 印

下記の発明に係る特許権を受ける権利及びこれに基づき取得した特許権を共有することを契約する。

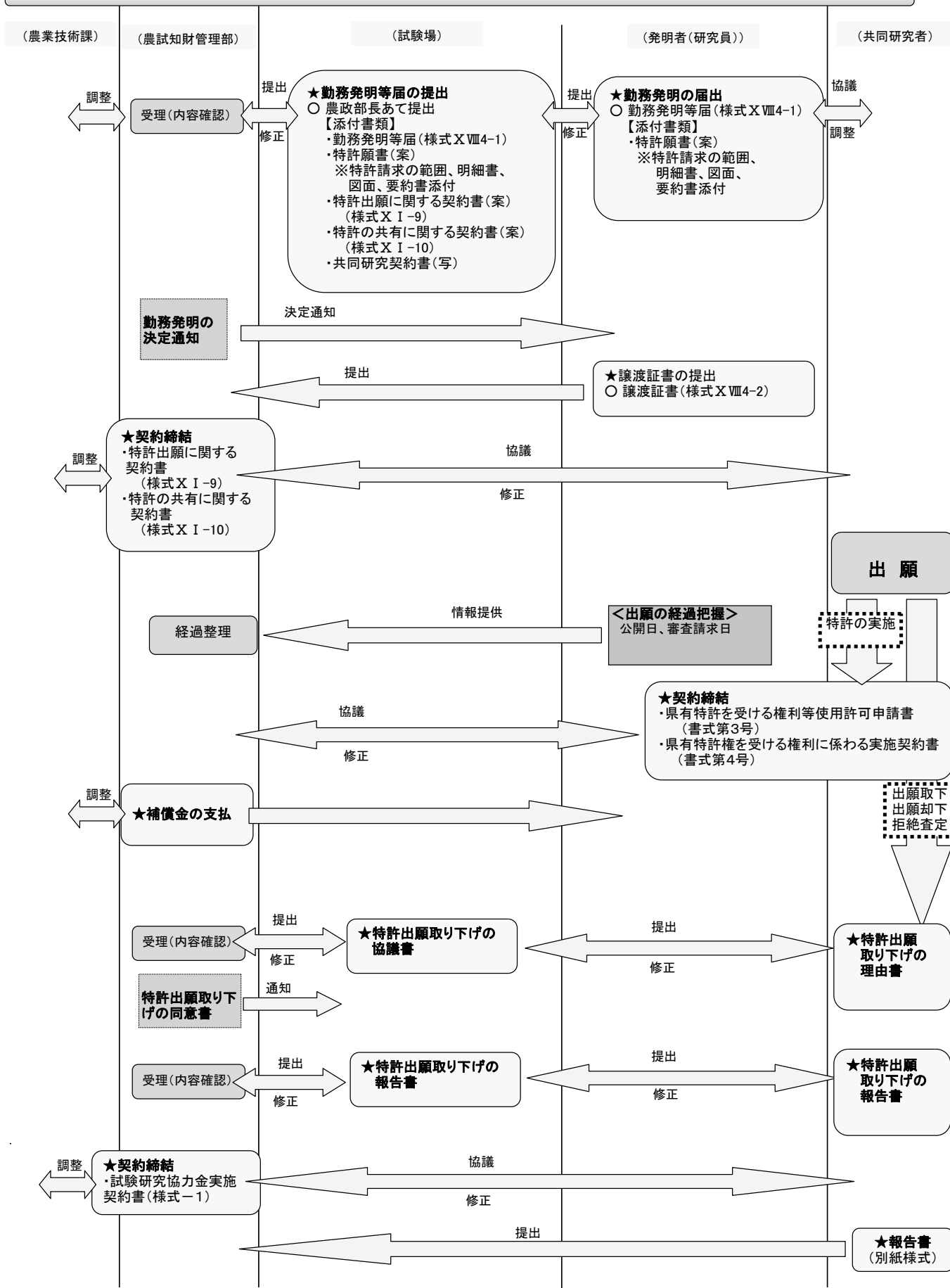
ただし、持分は上記のとおりとする。

記

発明の名称

(用紙はA 4 縦とする)

勤務発明届けに関するフローチャート



共同研究により育成される職務育成品種に係る 育成者権の持分に関するガイドライン

「沿革」 平 23. 4 制定

1 趣 旨

このガイドラインは、長野県農業関係試験場共同研究実施要領（以下「共同研究実施要領」という。）に基づき実施される共同研究により育成される職務育成品種に係る育成者権の持分に関し、農業関係試験場の考え方を示すものである。

2 共同研究により育成される職務育成品種の許諾方針について

共同研究により育成される品種は長野県が育成者権を有する職務育成品種となるため、信州農産物知的財産活性化戦略実施方針に定められた職務育成品種許諾方針に則り育成者権が行使される。

3 共同研究により育成される職務育成品種における育成者権の持分比率について

共同研究により育成される品種における各共同研究機関の育成者権の持分比率については、以下の算出方法を原則とする。

- (1) 全体100%のうち、育種素材（以下、「素材」と言う）・交配・選抜に関する持分を90%、品種登録出願に関する持分を10%とし、以下の要件により算出する。

ア 共同研究機関で占有する素材に関する持分

当該共同研究の品種育成に用いる素材が共同研究機関で占有する素材である場合、その提供に係る持分の合計を20%以下とし、共同研究機関の間で協議して按分する。

イ 交配・選抜に関する持分

当該共同研究における交配・選抜の実施については、品種登録および占有する素材に係る持分を除いた部分について、共同研究機関の担当者全員の総従事月数に対する各共同研究機関担当者の従事月数で按分し配分することを原則とする。

交配・選抜を実施する共同研究機関の担当者とは、共同研究契約書（または研究推進計画書）に記載された者をいう。ただし、選抜された系統について実施される特性検定試験、地域適応性試験及び内容成分等の分析の担当者についての持分は認めない。

ウ 品種登録出願に関する持分

当該研究の成果として育成された品種の登録出願手続の実施については、その持分の合計を10%とし、共同研究機関の間で協議して按分する。

(2) 持分比率の計算方法

上記による各項目の持分の按分は小数点以下を四捨五入して算出する。

端数処理により各共同研究機関の持分比率の積算値が100%にならない場合は、共同研究機関の間で協議して補正值で調整する。

$$S = a + \frac{t}{\sum t} \times (90 - \sum a) + b + \alpha$$

- S : 各共同研究機関の持分比率 (%) $\sum S = 100$
a : 各共同研究機関の素材に関する持分 (%) $\sum a \leq 20$
t : 各共同研究機関の担当者の育成に従事した期間 (月数)
b : 各共同研究機関の品種登録出願に関する持分 (%) $\sum b = 10$
 α : 各共同研究機関の補正值 (%)

共同研究「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」の終了（中止）に係る合意書(例)

平成○○年○月○日

長野県○○試験場
場長 □□ □□ 印

△△△△△×××研究所
△△△ △△ △△ 印

長野県○○試験場（以下、○○試験場）と△△△△△×××研究所（以下、×××研究所）は、平成○○年○月○日締結の○○○○○○○○○○に関する共同研究（以下、本共同研究とする）について、共同研究契約書第15条に基づき協議し、下記のとおり合意した。

記

（中止の場合、本条項を加え、以降の番号を1つずつ繰り下げる）

- 1 本共同研究については、以下のとおりとする。
○○○○○○○○○○に関する共同研究（実施期間平成○年○月○日～平成○年○月○日）は、平成○年○月○日をもって中止する。

- 1 研究成果及び研究用材料の帰属については、以下のとおりとする。

（1）研究成果

（育種に係わる共同研究の場合の例）

- ア 選抜系統（****）は、○○○試験場、×××研究所の双方が立会いのもと廃棄する。
- イ 本共同研究の成果として、知的財産権利を生ずる可能性のある成果は上記以外にはないものとする。
- ウ 本共同研究において得た知的財産権利に至る可能性のない研究成果については、○○○試験場、×××研究所のそれぞれに帰属するものとする。

（育種以外の共同研究の場合の例）

- ア 本共同研究の成果として、知的財産権利を生ずる可能性のある成果はないものとする。
- イ 本共同研究において得た知的財産権利に至る可能性のない研究成果については、○○○試験場、×××研究所のそれぞれに帰属するものとする。

（2）研究用材料

（育種素材がある場合の例）

- ア 相手先から提供を受けた研究用材料（育種素材）は、○○○試験場、×××研究所の双方が立会いのもと廃棄する。

（物品等の提供を受けた場合の例）

- イ 相手先から提供を受けた研究用材料（****）は、それぞれ相手先に返還する。

- 2 秘密の保持については、以下のとおりとする。

本共同研究において知り得た一切の情報の取扱い、契約書第13条を遵守する。

- 3 研究成果の公表については、以下のとおりとする。

本共同研究において得られた知見の取扱い、契約書第14条を遵守する。